

# 特定非営利活動法人あわすの定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、その名称を特定非営利活動法人あわすのという。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を富山県富山市本宮字薄波割1868番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人の目的は、栗巣野地域の中核施設である栗巣野スキー場の運営等を担い、龍神の滝や百間滑等の優れた景勝地と立山信仰や越中塩の道にまつわる文化史跡等の残る当該地域の荒廃を防ぐとともに、その良好な環境を守り、あわせて同スキー場周辺において多様なスポーツの振興と来訪者の利便を図ることとする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) スキー場の運営事業、索道事業
- (2) 環境美化事業
- (3) 緑化事業
- (4) スポーツの普及事業
- (5) スポーツの競技力向上の支援事業
- (6) スポーツ参加者の支援事業
- (7) 多目的センターの運営事業
- (8) 遊歩道等の管理に関する委託事業
- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (会員種別と会員資格)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員、協賛正会員、継続正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して、入会した個人、法人及び団体
- (2) 協賛正会員 この法人の目的に賛同し、協賛して入会した個人、法人及び団体
- (3) 継続正会員 この法人の目的に賛同して、令和元年以前に入会した個人、法人及び団体
- (4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、法人及び団体

#### (入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとする。

- 2 前項のものが、第11条第1項の各号の一に該当するか又はその真があると認めるに足りる客観的な根拠のある場合に限り、理事会の議決により入会を認めないことができる。この場合、理事会は速やかにその理由を付した書面をもって当人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 当人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 第11条の定めにより除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

#### (処分)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、注意処分又は除名処分とすることができる。

- (1) 法令の定めに違反したとき。
  - (2) この定款の定めに違反したとき。
  - (3) この法人の名誉を損なう行為をしたとき。
  - (4) この法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 注意処分は理事会の議決を、除名処分は総会の議決を要するものとし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
  - 3 処分決定までの間、複数の理事の合意のもとに、その会員に活動への参加自粛を勧告するこ

とができる。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数等)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上14名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 役員は、会員の中から総会において選任する。ただし、会員が団体である場合は、その代表者とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(理事の職務等)

第14条 この法人に、理事長と副理事長若干名を置くものとし、その選任は理事の互選により行う。

2 理事は、理事会を構成し、法令を遵守し、この定款の定め及び総会と理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

4 副理事長は、理事長を補佐する。

5 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序によって、その職務を代行する。ただし代行者は理事の中から選任する。

(監事の職務)

第15条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員補充のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障により、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第19条 役員報酬は、これを支給しない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。このことに関し必要な事項は、理事会において定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長及び職員は、理事会の承認を経て理事長が任免する。ただし、事務局長は会員又は会員たる団体の構成員の中から選任する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員、協賛正会員、継続正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその重要な変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期の借入、その他新たな義務の負担及び権利の放棄のうち重要なもの
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回6月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員、協賛正会員、継続正会員の合計総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合に正会員、協賛正会員、継続正会員の合計総数の2分の1以上が審議事項の追加を承諾したときは、この限りとしない。ただし、この場合においても、第23条第2号及び第3号については、議決事項として追加できないものとする。

- 3 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員、協賛正会員、継続正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、前2条、次条第1項及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の変更のうち総会の議決を要しないもの
- (2) 短期の借入、その他新たな義務の負担及び権利の放棄のうち総会の議決を要しないもの
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合に理事総数の2分の1以上が審議事項の追加を承諾したときは、この限りとしない。
- 3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録には、議長及び出席役員全員が記名押印又は署名しなければならない。

## 第7章 財産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げられるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (6) その他の収入

### (財産の管理)

第40条 この法人の財産は、理事会が管理する。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (暫定予算)

第42条 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (会計規則)

第45条 本章の取扱について必要な会計規則は、理事会でこれを定める。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第48条 この法人の解散時において残余財産のある場合は、これを大山町及び財団法人富山県体育協会に折半して譲渡する。ただし、前条第1項第4号又は第5号に該当するときを除く。

### (合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第50条 この法人の公告は、第2条に定める事務所の掲示板に掲示する。

## 第10章 雑則

### (細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会がこれを定める。

## 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事（理事長）	塚田貴盛
理事（副理事長）	平井建夫
理事	池田恭悦
理事	佐藤武彦
理事	荻原孝夫
理事	山中 茂
理事	山元一彦
理事	宮本 勲
監事	佐々木良雄
監事	渡邊公夫
監事	平野 武

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 個人 30,000円、団体 50,000円
- (2) 会費 個人 年 3,000円、団体 年 5,000円

## 附則

1 この定款は、平成14年9月6日から施行する。

## 附則

1 この定款は、平成16年5月23日から施行する。

## 附則

1 この定款は、平成17年5月27日から施行する。

## 附則

1 この定款は、平成21年8月21日から施行する。

## 附則

1 この定款は、平成30年11月2日から施行する。

附則

- 1 この定款は、令和2年11月20日から施行する。